

○東海大学医学部附属病院病院長候補者の選考規程

(制定 2018年6月1日)

改訂 2020年4月1日 2022年4月1日
2023年4月1日

(趣旨)

第1条 本規程は、「東海大学医学部附属病院機関における病院長及び副院長の選任規程」(以下「選任規程」という。)に基づき、特定機能病院である医学部附属病院(以下「附属病院」という。)の病院長候補者の選考に関し、「医療法」及び関係法令に基づき、必要な事項を定める。

(病院長候補者の要件)

第2条 病院長候補者は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 病院長就任時点において、原則として定年まで3年以上の在職期間がある東海大学医学部医学科の専任教授(臨床教授を含まない)であること。
- (2) 医療法施行規則第6条の3第1項第7号に規定された医療に係る安全管理の業務のうち、次のアからカに掲げるいずれかの経験を有すること。
 - ア 医療安全管理責任者の業務
 - イ 医薬品安全管理責任者の業務
 - ウ 医療機器安全管理責任者の業務
 - エ 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - オ 医療安全管理部門における業務
 - カ その他上記に準ずる業務
- (3) 附属病院又はその他の組織の管理者としての経験、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質、能力及び経験を有すること。

(病院長候補者の選考時期)

第3条 選任規程第2条の定めにより病院長を選任する場合は、次の各号に定める時期において、病院長候補者選考委員会を開催し、病院長候補者を選考する。

- (1) 病院長の任期が満了する場合 任期満了の3か月以前の時期
- (2) 病院長が辞任を申し出て、学校法人東海大学理事長(以下「理事長」という。)が受理した場合 受理した日以降の1か月以内
- (3) 病院長が欠けた場合 事由発生日以降の1か月以内

(選考委員会)

第4条 理事長は、病院長候補者の選考に当たり、医学部附属病院病院長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に定める者5人以上をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 委員長 医学部長
- (2) 学内委員 次のアからオに定める者のうち、2名以上
 - ア 病院本部長
 - イ 医学部医学科各学系長
 - ウ 附属病院を除く各病院長

エ 附属病院各副院長並びに事務部長及び看護部長

オ その他、委員長が必要と認める者

(3) 学外委員 次のアからウに定める学校法人東海大学と利害関係のない外部有識者2名以上

ア 過去10年以内に学校法人東海大学と雇用関係にない者

イ 過去3年間に於いて、一定額(年間50万円)を超える寄付金又は契約金等を学校法人東海大学から受領していない者

ウ 過去3年間に於いて、一定額(年間50万円)を超える寄付を学校法人東海大学に対して行っていない者

3 前項の委員が選考対象者となる場合は、委員となることができない。

4 選考委員会の事務は、病院運営企画室が行う。

(選考委員会の招集及び成立要件等)

第5条 選考委員会は、委員長が議長となり、第3条に定める時期に招集する。

2 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。ただし、委任状による出席及び議決は、無効とする。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員の公表)

第6条 第4条第2項に定める選考委員会の名簿を作成し、各委員の職名、経歴及び選定理由を付して、病院長候補者を公募する際、学内外へ公表する。

(病院長候補者の選考方法)

第7条 病院長候補者は、原則として医学部附属病院機関内において公募する。

2 選考委員会は、所定の提出書類を審査し、必要に応じて応募者との面談を行う。

3 選考委員会は、応募者を審査し、その審査結果を理事長に報告する。

4 理事長は、選考委員会の審査結果を学校法人東海大学理事会に付議する。

5 学校法人東海大学理事会は、選考委員会の審査内容を審議する。

6 学校法人東海大学理事会は、選考委員会の審査内容に疑義がある場合には、選考委員会委員長に確認して、必要に応じて選考委員会に再検討を求める。

7 その他選考に必要な事項は、別に定める。

(選考結果の公表)

第8条 選考結果は、選考過程及び選考理由を遅滞なく学内外へ公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議及び病院本部会議の議を経て、理事長の承認を得なければならない。

(事務)

第10条 この規程に定める事務は、病院運営企画室が行う。

付 則 (2018年6月1日)

この規程は、2018年6月1日から施行する。

付 則 (2020年4月1日)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

- 2 この規程の改訂に伴い、「東海大学医学部附属病院病院長候補者の選考内規（2018年6月1日制定）」を2020年3月31日付で廃止する。

付 則（2022年4月1日）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

付 則（2023年4月1日）

この規程は、2023年4月1日から施行する。